



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第46号 : 特集・第4回大会
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 46, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78856
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1990年10月1日

吐魯番出土文物研究会

第46号

特集・第4回大会

昨年に続いて本年も第4回大会を8月に開催致しました（本誌第42号、参照）。本号には、日程その他の活動記録と発表要旨を掲載します。

活動記録

第4回大会

期 間：1990年8月1日（水）～3日（金）

会 場：京都興正会館

参加者：荒川正晴（早稲田大学第二文学部）

片山章雄（東海大学文学部）

白須浄真（広島県立廿日市西高等学校）

關尾史郎（新潟大学人文学部）

町田隆吉（東京学芸大学附属高等学校、以上本会会員）

*なお本年は、上記の会員のほかに、伊藤敏雄（大阪大学教育学部）、北村 高（龍谷大学文学部）、および森安孝夫（大阪大学文学部）の三氏が一部の日程に参加されました。また8月2日と3日の両日、龍谷大学の大宮図書館において大谷文書の閲覧を行なったほか、8月2日には、小田義久先生（龍谷大学文学部）の配慮を得て、伊藤敏雄、北村 高の両氏とともに、来日中の陳国燦先生（武漢大学歴史系）と懇談する機会に恵まれました。なお文書の閲覧記録と陳国燦先生との座談会の記録については、それぞれ本誌の第50号以降に掲載する予定ですので、あわせて参照して下さい。

発表要旨

■荒川正晴「7世紀の史料にみえる騾落馬と烏駱子」

玄奘の中央アジア旅行の詳細を伝える『大慈恩寺三蔵法師伝』（慧立・彦棕撰、十巻）には、「騾落馬」（巻一）、あるいは「騾落」（巻二）と表現される馬が見えている。この「騾落馬」について、わが国の南都興福寺に所蔵される抄本（延久三（一〇七一）年書写）には、本文の当該文字の部分の左右行間に、「駞馬也」、「伝馬也」と注記が施されている。興福寺本にこうした注が付せられた根拠は詳らかではないが、これが古代トルコ語で駞馬を意味する「uraγ」（* G. Clauson, An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish, Oxford, 1972, p136. によれば、a technical term for a horse used for carrying goods or riding, more particularly a horse for hire and a post horse. と説明される）の漢字音写であることは、古くよりS. Julianや、P. Pelliot 等によって指摘されており、もって従うべき見解と思われる。

ところで、同書の巻一には、「仍請勅以西諸国給騾落馬遞送出境。」（興福寺本は、請を仰に作る）として「騾落馬」が記載されているが、この文は高昌国を出立する玄奘のために、当時の高昌国王である麴文泰が、西突厥可汗である統葉護に対して騾落馬出給を要請したものと考えられる。したがって、「勅以西諸国」とあるのは、高昌国王が「（高昌）以西の諸国に勅し、それぞれ騾落馬を給

し、逡巡して次の国まで送るよう要請した。」（長沢和俊訳『玄奘三蔵』〈桃源社、一九七八年〉、二九頁）のではなく、統葉護可汗が勅令を下して、可汗庭（碎葉）以西の諸国に対して驛落馬を供出することを命ずるように、高昌王が要請したと解すべきである。このことからすれば、可汗庭以西の諸国には、驛落馬を供出することが義務として課せられていたことになる。

統葉護可汗の時代には、支配下に置かれた西域の諸国に対して、在地の支配権を認める俟利発（iltäbär）の称号が授与されていたので、あるいは驛落馬の供出は、授官に伴う義務負担であったとも予想される。であるならば、単に可汗庭以西のオアシス諸国だけでなく、配下のすべてのオアシス諸国および同様に、iltäbärもしくはirkinを与えられた遊牧民族もそうした負担を課せられた可能性が考えられよう。つまり西突厥における公的な交通は、iltäbärやirkinが負担する驛落馬の供出によって支えられていたと推測されるのである。

そこで、注目したいのは、唐の支配が及ぼされた後にも、使者の従者として「烏駱子」が、七世紀前半（貞観一四（六四〇）年～永徽四（六五三）年）の「某館（北館か？）典高信貞申報供使人食料帳歴牒」（73TAM208:26, 31/1, 23, 27, 25, 29）に見えていることである。ここでは、明らかに漢語の馬子に代えて、敢えて古代トルコ語の「uraγ」に漢語の「子」を添えて使用しているのである。これは、単に言葉だけを借用して漢字表記したのではなく、唐支配以後にも、西突厥時代に行なわれてきた交通用馬供出の伝統を、何らかの形で継承した結果とも想像されるのである。

■片山章雄「渡邊哲信の中央アジア探検、将来品」

（本発表については、増補改訂して、本誌第44号〈片山章雄編「渡邊哲信関係文献目録」、既刊〉、および第49号以降に分載の予定です）。

■白須浄眞「新疆維吾爾自治区における唐代の城郭都市遺跡について

—近十年における調査報告の紹介を中心として—

城郭を備えた都市が、非常に古くから新疆維吾爾自治区（≡東トゥルキスタン）に存在していたことはよく知られているが、七世紀中葉以前にあっては、その多くがタリム盆地周縁部のオアシス地帯に集中して、天山山脈以北の草原地帯には数えるほどしか存在しなかったことが推定される。例えば玄奘が、スーイ・アープ（碎葉水城）からサマルカンド（颯秣建国）に向かう天山以北の行程の中で、城郭の存在を記しているのは、通過した九ヶ国のうち四ヶ国に過ぎず、天山以南の記録とは際立った対峙をなしている（『大唐西域記』）。しかも玄奘が記したこの地域は、当時の天山以北にあっても、早くからソグド人が進出して城郭が発達した特別の地域であったから、スーイ・アープ以東の天山以北は、城郭を持つ都市の存在はきわめて稀であったとみてよからう。

こうした情況を一変させたのは、強大でかつ長期に亘った唐帝国の中央アジア統治で、安西都護府・北庭都護府の治所はもとより、伊・西・庭三州から数多くの羈縻都督府・羈縻州の治所、さらには軍・鎮・守捉等の軍事施設に至るまで、一定の規格に準拠した城郭が設置され、天山以南のタリム盆地には以前にも増して多くの城郭都市が新たに出現することとなった。これら唐代に建設された城郭都市が、当地域の都市の歴史に、従来とは隔絶するような新たな時代をもたらしたことは疑いない。またこれらの城郭のなかには、天山ウイグル・カラキタイ・モンゴル時代とその生命を保ち続けていたものが少なからず存在したが、この事実、唐代城郭都市が中央アジアの都市の歴史に与えた影響力の大きさを物語るものであろう。

さてここに報告する新疆維吾爾自治区（≡東トゥルキスタン）の唐代の城郭都市遺跡は、現時点で入手した近十年間における中国考古学の成果と、一九八七年に参観した若干の城郭遺址の記録ノートに基づくものであるが、特定の城郭遺跡によって唐代の城郭都市の様相を詳細に紹介するのではな

く、なるべく多くの事例のなかから、まず城郭都市の位置と規模と形態〔【城郭の特徴】（形状）（城牆）（城門）（馬面）〕を具体的なデータで示そうと思う。今回対象とする唐代の城郭都市遺跡は、軍事施設を除外する「行政施設の設置された城郭遺址」に限定し、次の一〇の遺址を取り上げる。

I 都護府

(a) 安西都護府

- (1) 交河故（古）城
- (2) 高昌古（故）城
- (3) 龜茲故（古）城（皮朗古城）

(b) 北庭都護府

- (4) 北庭古城

II 都督府

(c) 西州都督府

- (2) 高昌古（故）城

III 州

(d) 庭州

- (4) 北庭古城

(e) 西州

- (2) 高昌古（故）城

IV 県

(f) 庭州（北庭都護府）金満県

- (4) 北庭古城

(g) 庭州（北庭都護府）蒲類県

- (5) 奇台古城（唐朝墩古城）

(h) 庭州（北庭都護府）輪台県？

- (6) 烏拉泊古城

V 郷

(i) 西州天山県南平郷（麹氏高昌国南平郡）

- (7) 讓布工商古城

(j) 西州交河県安楽郷（麹氏高昌国安楽県）

- (8) 英沙古城（安楽古城）

I' 羈縻都護府

II' 羈縻都督府

(k) 雙河都督府？

- (9) 達勒特古城

(1) 焉耆都督府

(10) 博格達沁古城(四十里城子古城)

Ⅲ 羈縻州

■ 關尾史郎「延壽元(624)年六月勾遠行馬價錢勅符」をめぐる諸問題」

龍谷大学の宮内省に所蔵されている大谷文書のなかに含まれている表題の文書は、高昌国時代の文書としては比較的まとまった文書といえる。全八断片中六断片までが、中央の尚書系の兵部から郡県の兵曹に下された符であることが明らかなので、高昌国における文書行政システムや地方行政制度を考える際には、有力な手がかりを提供してくれる文書である。また全断片とも高昌国に固有な税種である遠行馬價錢に関連する内容を有しており、この国の税制について検討する場合にも、最も注目されるべき文書のひとつである。既にその録文が多くの研究者によって移録され、繰り返し言及されているのもけだし当然といえようが、本報告ではあらためて八断片相互間の連関性を確定し、その上で、主として遠行馬價錢なる税種について試見を述べることにしたい。

先ず八断片相互間の関係だが、大谷1464と同2401の二点は内容と様式から判断して、明らかに勅符以外の公文書である。残る六断片中、大谷1311のみ筆跡が異なっているほか、作成日も大谷1310や同1466の一日後となっている(従来の録文は、本誌第三号も含めて、1311の一行目「廿一」を「廿」と誤読していた。詳細は、本誌第五号、参照)。したがって六断片の順序は、①1497-②1501-③1310+1466-④1486-⑤1311となる可能性を提示しておきたい。一方1464と2401は、裁断箇所が合致しないけれども、筆跡と内容から判断して、連続した同一の文書と認められる。また文中に「宣」と「傳」を書き分けているので、上奏文書か、もしくはそれに準ずる文書と判断される(「某部〈兵部?〉残奏」)。2401は紙背に三行が認められるが、これは内容から判断して六二四年三月以後に作成されたものである。紙表の某部残奏はそれ以前ということになるが、六世紀まで遡ることはなからう。

さて表題の勅符は、遠行馬價錢の納入を郡県に対して指示した符であるが、六月に賦課された分とともに、三月に賦課されて未納のままになっている分の納入を合わせて指示している。しかしこれだけから遠行馬價錢の年間の賦課回数を確定することは不可能だし、この税種の基本的な性格を論じることにも困難である。ただ符の本文にある「仰儻事人」という文言は、符の宛先となった郡県の兵曹自身が中央への上納の責任を負っていなかったことを示唆していよう。ここから、遠行馬價錢も田租や丁税のように、納入者が自力で中央の官衙まで持参したと考えることができるのではないだろうか。遠行馬價錢の條記文書の様式も、このような推測を助けてくれよう。

ところで遠行馬價錢が遠行馬を供出する代わりに納入された錢であったとすると、注目されるのは某部残奏である。これによれば、遠行馬價錢の納入義務を有していたのは、一五歳以上の全ての丁男だったようである。しかもその本文の末尾には「依此施行、後爲□□」とあって、かかる原則がこれ以後制度化されたようにも解釈できる。些か乱暴ではあるけれど、このように解釈して大過ないとなれば、遠行馬價錢の成立は、単に馬の供出から錢の納入へという変化にとどまらず、画一化・平等化という形式をとった負担の増大という一面をもっていたことになる。また遠行馬に関する唯一の高昌文書(「年次未詳買駄・入練・遠行馬・郡上馬等人名籍」)は六一五年前後のものと考えられるので、これから遠行馬價錢(遠行馬錢)の條記文書が確認される六二〇年代初頭までの間に、かかる変化=改革が行なわれたと考えることもできよう。六一〇年代後半は、いわゆる義和の政変の時代であるが、一方では條記文書が導入されたと思われる時代でもあるので、税制のより大きな改革の存在を予測することも、あながち誤りとはいえないだろう。

■町田隆吉「麹氏高昌国時代寺院僧尼土地関係文書瞥見」

貞観一四（六四〇）年一二月の弘寶寺主法紹の「辞（申請書）」（64TAM15:23）は、唐による征服直後の高昌の地における寺院の土地所有に関する史料として興味深い。この中で、麹氏高昌国時代に「附庸（＝浮客）」に耕作させていた弘寶寺所有の常田（収穫物は僧の供養にあてていた）を、唐朝治下でも寺院所有として認め自佃させてほしいと述べている。この申請がどのように処理されたかは詳らかではないが、「武周天授二（六九一）年西州高昌県個人文書」（大谷2371）に「弘寶寺六畝、自佃」とあるのによれば、同寺が所有し自作していた土地が存在していたことは明らかである。一方、「貞観一五（六四一）年西州高昌県趙相口夏田契」（64TAM15:16）は、趙相口による小康寺所有の土地の小作契約文書であり、均田制施行直後と考えられる時期にあつて寺院所有の土地の租佃が行なわれていたことが知られる。このような寺院による土地所有及び経営は、唐による征服以前の麹氏高昌国時代の寺院・僧尼の土地所有や経営のあり方と密接に関連しているものと推測され、本報告では、その点を検証するための予備的作業として、麹氏高昌国時代の寺院・僧尼の土地関係文書の整理を試みた。

吐魯番出土の麹氏高昌国時代の文書や碑文を通覧すると、寺院・僧尼による常田・ブドウ園などの所有や経営の事例が頻出する。これらの土地は、通常、それぞれの保有する労働力及び雇傭労働によって経営されていたと考えられるが（たとえば、「高昌乙酉・丙戌歲某寺條列月用斛斗帳歷」（67TAM 377:06, 04, 03, 07, 02, 01, 08, 05）など）、さらに一般の農民が租佃する場合も存在した。また、寺院や僧尼が、おそらくはその保有する労働力を前提に、官田や一般の農民の所有する土地を租佃する例も見られる。このような寺院・僧侶の土地所有・経営を前提に、高昌国家権力は、これらに対して税役を課していたと考えられる。唐による征服ののち、多くの寺院は種々の理由から消滅していったが、西州時代にまで存続した寺院の場合は、均田制施行後においても、依然として土地所有や経営の主体として存在し続けたものと思われる。

（以上）

■ 紹介 《西域史論叢》編輯組編『西域史論叢』第三輯（新疆人民出版社，1990年）

『西域史論叢』の第一輯と第二輯が続けて出たのは1985年のことだったが、それから五年を経過して、ようやくこのたび第三輯が公刊された。

西域＝新疆地区に関する二三本の論文が、「西域民族史研究」（二本）、「西域社会史研究」（三本）、「西域古地考」（四本）、「西域史研究」（九本）、「西域社会経済史研究」（三本）、「西域考古」（一本）、および「史料評介」（一本）といったジャンルごとに集められて収録されている（ただしこの分類は絶対的なものではないようである）。時代、地域、そして民族の点においても論じられている問題は広範にわたっているが、それぞれ于閼、回鶻について二本ずつ発表している錢伯泉、殷晴両氏の活躍が目立つ。

吐魯番出土文物やそれを用いたものも、郭鋒「唐安西都護喬師望任職時間辨析」、劉戈「關於麹伯雅年号問題」、および盧章「論唐代絲綢之路的發展變化」の三本が「西域史研究」の項に収められている。短編のためか、劉戈論文がいわゆる義和の政変を論じながら、通説を出していないのは惜しまれるが、いずれも編纂史料と出土文物の双方に目を配った実証的な論文である。

ところで後記によると、このシリーズは主として財政難と発行ルートの問題で、この第三輯をもって停刊になるという。本書が、新疆に縁ある研究者による新疆に関わる論文を集めた、新疆で発行された論集として貴重な収穫であることを思えば、この決定はまことに残念というほかはない。復刊が一日も早く実現されることを祈りたい。

（N）

◆ “中国吐魯番学学会” 結成さる!!

新疆師範大学の侯燦先生から本会の事務局に届いた手紙によると、5月下旬、吐魯番において“中国吐魯番学学会第一次学術研討会”が開かれたとのことでした。

この学会は、1983年に成立した“中国敦煌吐魯番学学会”の一分会であると同時に、独立した学術団体としての活動も行ないます。また会長には吐魯番地区の地区委員会書記の張文華氏が選ばれ、侯燦先生も理事に就任されたとのことでした。

また期間中に、侯燦先生によって本会を友好学会とすることが提案され、学会秘書処の批准を受けたことも記されていました。“中国吐魯番学学会”は、友好学会に対して以下のような具体的な交流を呼びかけているとのことでした。

第一に、学術研究に関する情報交換で、本誌『吐魯番出土文物研究会会報』のような『会刊』の編集と発行を計画中とのこと、第二には、学術研究の資料（記録）に関わる交流で、この点については、“第一次学術研討会”の成果を収めた論文集の出版を準備中、そして第三には、学術会議の相互開催、あるいは研究者の相互受け入れで、来年“中国吐魯番学国際会議”の開催が予定されているとのことでした。

学会の秘書処の所在地は以下のとおりで、秘書長は李農氏が担当されています。

新疆維吾爾自治区吐魯番市高昌路 中国吐魯番学学会秘書処

侯燦先生自身も提唱されてきた吐魯番学のための学会が、まさにその地元吐魯番に誕生したことは、今後の研究促進のために大いに慶賀すべきことであります。たった5名だけの、しかも私的な研究会にすぎない本会の力量には大きな限界があることは否めませんが、吐魯番学と“中国吐魯番学学会”の発展に些かでも貢献できればと思っています。

【「トウルファン出土唐代税布墨書銘集成（稿）」補遺】

先に本誌第21号に、關尾編「トウルファン出土唐代税布墨書銘集成（稿）－附、西安出土唐代銀餅刻銘－」を掲載しましたが、その後、阿斯塔那三〇二号墓から出土した二点の絹布のうちの一点にも、銘文が記されているのを見落としていたことに気が付きました。これについて、王炳華氏はなぜか紹介していませんが、ここにWとして掲載することにしました。

W 年次未詳（七世紀中頃）某孝均庸絹銘（〈剪絹〉59TAM302出土 〈録〉『文物』1960年第6期、20頁）

孝均庸調

* 阿斯塔那三〇二号墓は、六五三（永徽四）年に没した趙松柏の墓なので、ここから出土したWもそれ以後に下ることはなく、唐代の最も早い事例ということになります。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)